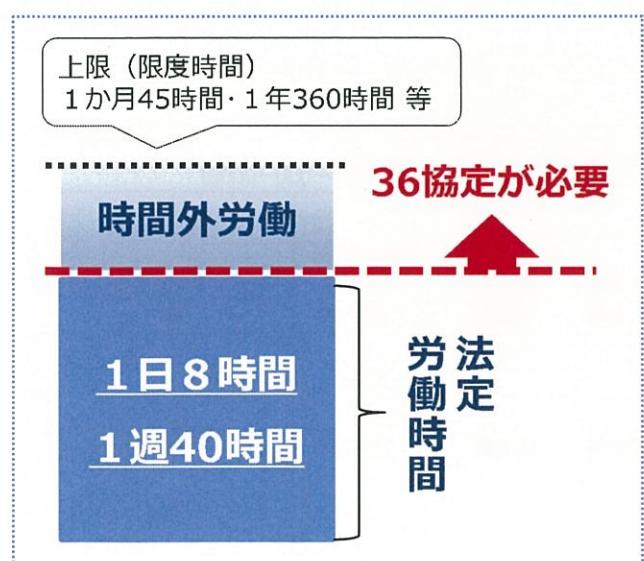


サブローク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブローク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 - ・労働基準監督署への届出が必要です。
サブローク
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。



(※) 具体的には、
①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）
がある場合は、その労働組合、
②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表
する方

- 【参考】
- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。
(これを「限度時間」と言います。)
*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、
限度時間を超えて労働させることができます。
 - ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間を
できる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。
(相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。)

